

特別養護老人ホームいなほ園利用料金表

1 介護保険給付サービス利用料金

原則として下記のとおりです。利用者の負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた。負担額となりますサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の利用料の1割額です。

(1日につき)

ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	5,470円	6,140円	6,820円	7,490円	8,140円
多床室	5,940円	6,610円	7,290円	7,960円	8,610円

- ※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）
償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に併せて、ご契約者の負担額を変更します。

【加算】 お支払いいただく利用者負担金は次の金額の1割です。

(1日につき)

加算の種類	加算の内容	加算額
日常生活継続支援加算	重度の要介護状態の者や認知症の入所者が多くを占め、かつ介護福祉士を有する職員を手厚く配置し、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援する施設の場合	360円
夜勤職員配置加算	夜勤介護職員数が最低基準を1人以上、上回っている場合	130円
個別機能訓練加算	機能訓練員として理学療法士を常勤で配置し計画的に機能訓練を実施している場合	120円
看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	常勤の看護師および看護職員を配置し24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保	120円
看取り介護加算	入所者又は家族の同意を得て、看取り介護に関する計画により行う場合	
	死亡日以前4日～30日	1,440円
	死亡日の前日、前々日	6,800円
	死亡日	12,800円
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行なわれている場合	50円
初期加算	新入所した日から起算して30日以内の期間、及び30日を越える入院後、再入所した場合（30日を限度）	300円
退所時等相談援助加算	退所前後訪問相談援助加算（入所中、退所後各1回を限度）	4,600円
	退所時相談援助加算（1回を限度）	4,000円
	退所前連携加算（1回を限度）	5,000円
栄養マネジメント加算	必要な体制が整備され、栄養ケアマネジメントを行なった場合	140円
経口移行加算	必要な体制が整備され経管による食事摂取の方などが経口の食事を摂取を進める為の栄養管理を行なった場合	280円
経口維持加算（Ⅰ）	誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画に基づく食事の摂食を進めるための特別な管理を行った場合	4,000円／月
経口維持加算（Ⅱ）	協力歯科医療機関を定めており、経口維持計画作成や支援経過に医師等関わった場合	1,000円／月
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	180円
入院または外泊時の費用	入所者が病院または診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合（1月に6日を限度）	2,460円
口腔衛生管理体制加算	歯科医師及び歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアに関する技術的助言及び指導をおこなっている場合	300円／月
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合	（基本料金＋加算料金）×3.3%

※経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）、口腔衛生管理体制加算は1月につき

2 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金

次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(1) 居住費及び食費

(1日につき)

居住費	従来型個室…1,150円、 多床室… 370円
食費	1日 1,420円

負担限度額認定を受けた場合には、認定証に記載されている負担額とします。

(2) その他の費用

次のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

特別な食事	栄養士の作成した献立以外の食事等を希望される場合は（酒類を含む）要した費用の実費を頂きます。
理髪	利用料金：1回あたり 2,300円
金銭管理サービス	ご契約者の希望により、所持金管理サービスをご利用いただけます。尚、詳細につきましては別紙「上越老人福祉協会運営特別養護老人ホーム施設入所者金銭管理規程」のとおりです。
レクリエーション、クラブ活動	ご契約者のご希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料費・参加費等の実費を頂きます。
複写物の交付	要した費用の実費
日常生活品の購入代行	ご契約者及びご家族自らの購入が困難な場合には、施設代行サービスをご利用いただけます。購入費用については実費相当分を請求いたします。

別表

いなほ園短期入所介護施設利用料金表

平成27年 4月 1日～

1 介護保険給付サービス

原則として下記のとおりです。利用者の負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

(1日につき)

ご利用者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
従来型個室	5,790 円	6,460 円	7,140 円	7,810 円	8,460 円
多 床 室	6,460 円	7,130 円	7,810 円	8,480 円	9,130 円

【加算料金】 お支払いいただく利用者負担金は次の金額の1割です。

(1日につき)

加算の種類	加算の内容	加算額
サービス提供体制強化 加算 (I) イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する職員の割合が100分の60以上ある場合	180 円
夜勤職員配置加算 (I)	夜勤介護職員数が最低基準を1人以上、上回っている場合	130 円
送迎加算	片道	1,840 円
看護体制加算 (I) (II)	常勤の看護師および看護職員を配置し24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保	120 円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	230 円
介護職員処遇改善 加算 (II)	介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合	(基本料金 +加算料金) ×3.3%

2 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金 (以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。)

(1) 滞在費及び食費 (1日につき)

滞在費	従来型個室 1,150 円 多 床 室 370 円
食費	1日 1,420 円 (おやつ代含む) (内訳) 朝食 390 円 昼食 520 円 夕食 510 円

負担限度額認定を受けた場合には、認定証に記載されている負担額とします。

(2) その他の費用

理 髪	利用料金：1回あたり2,300円								
行 事 費	・料金：行事食費等の実費を頂きます。								
レクリエーション費	・料金：材料費等に実費を頂きます。								
キャンセル料	<table border="1"> <tr> <td>キャンセル日</td><td>キャンセル料</td></tr> <tr> <td>利用期間中</td><td>次の日1日分のサービス料金の半額</td></tr> <tr> <td>利用開始当日</td><td>当日のサービス料金の半額</td></tr> <tr> <td>利用開始7日前から前日まで</td><td>一日分のサービス料金の半額</td></tr> </table>	キャンセル日	キャンセル料	利用期間中	次の日1日分のサービス料金の半額	利用開始当日	当日のサービス料金の半額	利用開始7日前から前日まで	一日分のサービス料金の半額
キャンセル日	キャンセル料								
利用期間中	次の日1日分のサービス料金の半額								
利用開始当日	当日のサービス料金の半額								
利用開始7日前から前日まで	一日分のサービス料金の半額								

いなほ園ショートステイ利用料金表

1 介護保険給付サービス

原則として下記のとおりです。利用者の負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。(1日につき)

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2			
従来型個室	4,610 円	5,720 円			
多 床 室	4,950 円	6,150 円			
ご利用者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
従来型個室	6,200 円	6,870 円	7,550 円	8,220 円	8,870 円
多 床 室	6,870 円	7,540 円	8,220 円	8,890 円	9,540 円

【加算】 お支払いいただく利用者負担金は次の金額の1割です。(1日につき)

加算の種類	加算の内容	加算額
サービス提供体制強化 加算 (I) イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する職員の割合が100分の60以上ある場合	180 円
夜勤職員配置加算 (I)	夜勤介護職員数が最低基準を1人以上、上回っている場合	130 円
個別機能訓練加算	機能訓練員として作業療法士を常勤で配置し計画的に機能訓練を実施している場合	560 円
緊急短期入所受入加算	利用者や家族の事情等により、介護支援専門員が利用必要と認めた者に対し、サービス計画に位置付けられていない緊急利用の場合	900 円
看護体制加算 (I) (II)	常勤の看護師および看護職員を配置し24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保	120 円
医療連携強化加算	利用者急変等の早期発見の為、看護師が定期的に巡視し、協力病院との連携を図っている場合。	580 円
送迎加算	片道	1,840 円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	230 円
介護職員処遇改善加算 (II)	介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合	(基本料金 +加算料金) ×3.3%

2 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金 (以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。)

(1) 滞在費及び食費 (1日につき)

滞在費	従来型個室 1,150 円 多 床 室 370 円
食費	1日 1,420 円 (おやつ代含む) (内訳) 朝食 390 円 昼食 520 円 夕食 510 円

負担限度額認定を受けた場合には、認定証に記載されている負担額とします。

(2) その他の費用

理 髪	利用料金：1回あたり2,600円								
行 事 費	・料金：行事食費等の実費を頂きます。								
レクリエーション費	・料金：材料費等に実費を頂きます。								
キャンセル料	<table border="1"> <tr> <td>キャンセル日</td><td>キャンセル料</td></tr> <tr> <td>利用期間中</td><td>次の日1日分のサービス料金の半額</td></tr> <tr> <td>利用開始当日</td><td>当日のサービス料金の半額</td></tr> <tr> <td>利用開始7日前から前日まで</td><td>一日分のサービス料金の半額</td></tr> </table>	キャンセル日	キャンセル料	利用期間中	次の日1日分のサービス料金の半額	利用開始当日	当日のサービス料金の半額	利用開始7日前から前日まで	一日分のサービス料金の半額
キャンセル日	キャンセル料								
利用期間中	次の日1日分のサービス料金の半額								
利用開始当日	当日のサービス料金の半額								
利用開始7日前から前日まで	一日分のサービス料金の半額								

いなほ園デイサービスセンター利用料金表

1. 通所介護サービス利用料金

所要時間 要介護度	3 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 9 時間未満
要介護 1	3,800 円	5,720 円	6,560 円
要介護 2	4,360 円	6,760 円	7,750 円
要介護 3	4,930 円	7,800 円	8,980 円
要介護 4	5,480 円	8,840 円	10,210 円
要介護 5	6,050 円	9,880 円	11,440 円
サービス提供体制加算	(Ⅰ) イ 180 円 (Ⅰ) ロ 120 円 (Ⅱ) (Ⅲ) 60 円		
入浴加算	500 円		
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	460 円		
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	560 円		
若年性認知症利用者 受入加算	600 円		
認知症加算	600 円		
中重度者ケア体制加算	450 円		
栄養改善加算	1,500 円 (月に 2 回を限度とし、3 ヶ月毎に見直し)		
口腔機能向上加算	1,500 円 (月に 2 回を限度とし、3 ヶ月毎に見直し)		
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	(基本料金+加算料金) × 2.2%		

2. 認知症対応型通所介護サービス利用料金

所要時間 要介護度	3 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 9 時間未満
要介護 1	5,100 円	7,780 円	8,850 円
要介護 2	5,610 円	8,610 円	9,800 円
要介護 3	6,120 円	9,440 円	10,760 円
要介護 4	6,630 円	10,260 円	11,720 円
要介護 5	7,140 円	11,090 円	12,670 円
サービス提供体制加算	(Ⅰ) イ 180 円 (Ⅰ) ロ 120 円 (Ⅱ) 60 円		
入浴加算	500 円		
個別機能訓練加算	270 円		
若年性認知症利用者 受入加算	600 円		
栄養改善加算	1,500 円 (月に 2 回を限度とし、3 ヶ月毎に見直し)		
口腔機能向上加算	1,500 円 (月に 2 回を限度とし、3 ヶ月毎に見直し)		
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	(基本料金+加算料金) × 3.8%		

- ・ ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
- ・ また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ 介護保険からの給付金額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の自己負担額も変更致します。

3. 介護予防通所介護サービス利用料金（現行相当のサービス）

要支援度	1月あたりの料金	
要支援 1	16,470 円	
要支援 2	33,770 円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	要支援 1： 720 円	要支援 2：1,440 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	要支援 1： 480 円	要支援 2： 960 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援 1： 240 円	要支援 2： 480 円
生活機能向上グループ活動加算	1,000 円	
運動器機能向上加算	2,250 円	
栄養改善加算	1,500 円	
口腔機能向上加算	1,500 円	
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）4,800 円	（Ⅱ）7,000 円
事業所評価加算	1,200 円	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（基本料金＋加算料金）×2.2%	

介護予防通所介護サービス利用料金（緩和した基準によるサービス）

要支援度	1月あたりの料金
要支援 1	13,170 円
要支援 2	27,010 円
加算料金	上記、現行相当のサービス同様

4. 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者（利用者）の負担となります。

（1）食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料及びおやつにかかる費用です。

利用料金：1回 660 円

（2）レクリエーション（教養娯楽費）

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加できます。その際、場合によっては材料費等の実費をいただきます。

利用料金：材料費等の実費